

# 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担による外来診療の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります。
- 配慮措置には2種類あります。
  - (1) 一つの医療機関での支払いの増加額を月3,000円に抑えます。
  - (2) 複数の医療機関の自己負担額を合算して、月3,000円を超える負担増加額があった場合、高額療養費として、登録されている口座へ後日支給されます。

## 【配慮措置の例】

1割負担のときの外来の自己負担額が**月5,000円**の場合

ア 1割負担の自己負担額	5,000円
イ 2割負担の自己負担額	10,000円
ウ 配慮措置後の自己負担限度額	8,000円
エ 高額療養費支給額(イ-ウ)	2,000円

(1)の配慮措置の場合は、ウの額を医療機関へ支払います。

(2)の配慮措置の場合は、エの額が後日支給されます。

2割負担の高額療養費自己負担限度額(月額)は次のとおりです。

外来(個人)	外来+入院(世帯)
①または②の低いほうを適用 ①18,000円 ②6,000円+(総医療費-30,000円)×10% (年間144,000円上限※4)	57,600円 <44,400円※5>

※4 8月から翌年7月までの自己負担額(月ごとの高額療養費支給分を除いた額)の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額が「外来年間合算分」として後日支給されます。

※5 後期高齢者医療制度加入後直近12カ月以内に、外来+入院(世帯)の高額療養費が3回以上該当した場合の、4回目以降の限度額です。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には  
**令和4年9月下旬頃**に宮城県後期高齢者医療広域連合から  
**申請書を郵送**しますので、口座を登録してください。

## ご注意ください!

- 厚生労働省や地方自治体が、訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。